

都市防災不燃化促進

? なぜこの事業を行っているのですか？

東日本大震災のような大地震のときには、多くの住宅・建築物が倒壊したり、大規模な火災が発生するおそれがあります。大震災時には、市街地火災の延焼を防止し、避難者の安全な避難が可能となるように、避難する場所とそこへ通じる道路周辺の区域の木造建築物を耐火建築物（※解説①）に建替え、延焼遮断帯（※解説②）を造ることが重要になってきます。

? どのようなことを行っていますか？

台東区では昭和60年より、防災上、早急に整備する必要がある避難路等の地域を指定し、区域内で一定の基準に合った耐火建築物を建築した方に、建築費の一部を助成しています。

今までに、区内3ヶ所の地区で事業を行い（吉野通り・橋場通り地区、蔵前二丁目地区、不忍通り池之端地区）、現在は土手通り・地方橋通り地区で事業を行っています。



建替え前



建替え後

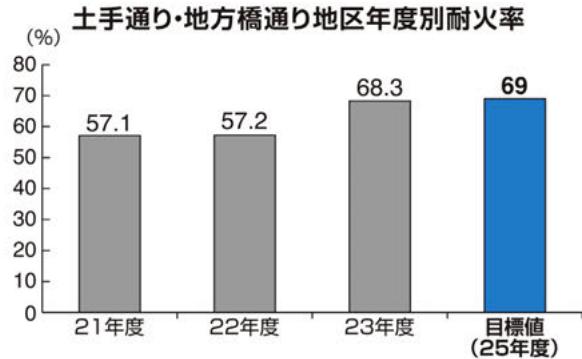
※助成には、「基本助成」と「加算助成」の2種類があります。

【基本助成】 助成額は240万円からで、助成対象床面積（建築物の地上1階から3階までの延床面積の合計）に応じて金額が増えます。

【加算助成】 一定の要件を満たすことでさらに助成されます。（共同建築加算、三世帯住宅加算、仮住居費、住宅型不燃建築物助成）

？ 事業の進み具合はどうか？

土手通り・地方橋通り地区の年度別耐火率（※解説③）は、事業が始まった年度から毎年上がっています。事業開始当初は、47.6%でしたが、平成23年度に実態調査を行ったところ、68.3%を達成しています。



(資料：地区整備課)

？ 今後はどのように取り組んでいくのですか？

事業終了予定の平成26年度までに、地区内の耐火率70%の達成を目指します。

耐火率を向上させるために、現地でのパンフレット配布などの周知活動を引き続き行い、対象地区内の木造建築物の耐火建築物への建替えを促進していきます。



助成対象区域（土手通り・地方橋通り地区）

■この事業に関するお問合せは■

都市づくり部地区整備課

03-5246-1365

【解説】

①耐火建築物

鉄筋コンクリートのような耐火性のある材料で主要部分をつくり、窓や出入口に網入りガラスや防火扉をつけるなど、建物全体として耐火性の高い建築物のことをいいます。

②延焼遮断帯

大震災時に、市街地火災の延焼を阻止するため、道路などの都市施設と、それらの沿線に建つ耐火建築物によって作られる帯状の不燃空間のことをいいます。

③耐火率

すべての建築物の建築面積（建物を真上から見たときの面積）に対する耐火建築物の建築面積の割合のことをいいます。